四七一　令和三年産の秋植えばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、そば、たまねぎ及びホップ並びに令和四年産のさとうきびに適用する単位当たり共済金額の範囲等を定める件　一　77　一二四　八

四七二　指定種苗の生産等に関する基準の一部を改正する件　一　77　一二四

四七三　租税特別措置法施行令第四十二条の四第一項の農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件　一　77　一二五

四七四　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則第九条の農林水産大臣が定める用を定めた等の件の一部を改正する件　一　77　一二六

四七五　農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針の一部を改正する件　一　77　一二六

四七六　商品先物取引法第百三十二条第一項の規定に基づき、大阪堂島商品取引所の組織変更に係る認可を行った件　一　77　一二六

四七七　ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する告示の一部を改正する件　二　78　八

四七八―五〇四　保安林の指定をする件　二　78　一五

五〇五　カナダから発送されるとうがらしの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部を改正する件　六　七

五〇六　肥料を登録した件　六　八

五〇七　肥料の仮登録の有効期間を更新した件　六　八

五〇八　特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本指針　六　80　三

五〇九　再評価を受けるべき農薬の範囲を指定した件　七　五

五一〇―五一三　種苗法第二十一条の二第三項の規定に基づく輸出する行為に係る事項を公示する件　九　83　三三

五一四―五二七　保安林の指定をする件　九　83　二八

五二八―五三〇　保安林の指定を解除する件　九　83　三〇

五三一―五六七　保安林の指定施業要件を変更する件　九　83　三〇

五六八　保安施設地区の指定をする件　九　83　二四

五六九―五七六　保安林の指定をする件　一二　二

五七七―五八一　保安林の指定を解除する件　一二　三

五八二―五八九　保安林の指定施業要件を変更する件　一二　三

五九〇―五九一　肥料の登録の有効期間を更新した件　一三　二

五九二　生産業者、輸入業者及び登録外国生産業者の住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件　一三　五

五九三　肥料の登録が失効した件　一三　六

五九四―六〇三　保安林の指定をする件　一四　八

六〇四―六一九　〃　一五　六

六二〇　特定水産資源（大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）及び大西洋くろまぐろ（東大西洋海域））に関する令和三管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件　一五　八

六二一　飼料の公定規格の一部を改正する件　一五　87　一六

六二二―六二九　保安林の指定をする件　一九　三

六三〇―六三七　保安林の指定を解除する件　一九　四

六三八―六四六　保安林の指定施業要件を変更する件　一九　五

六四七―六五四　保安林の指定をする件　二〇　三

六五五　保安林の指定を解除する件　二〇　四

六五六―六六三　保安林の指定施業要件を変更する件　二〇　四

六六四　租税特別措置法施行令第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件の一部を改正する件　二〇　五

六六五―六六九　保安林の指定をする件　二一　五

六七〇―六八一　保安林の指定施業要件を変更する件　二一　五

六八二　肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件　二一　七

六八三―六八四　保安林の指定を解除する件　二二　三

六八五―六九一　保安林の指定施業要件を変更する件　二二　三

六九二―六九三　種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づく取消処分を取り消した件　二二　四

六九四―六九五　保安林の指定施業要件を変更する件　二七　五

六九六　動物用生物学的製剤基準の一部を改正する件　二七　五

六九七　動物用生物学的製剤検定基準の一部を改正する件　二七　五

六九八　特定水産資源（くろまぐろ（小型魚））の採捕の停止に関する件　二七　五

六九九　植物防疫法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う農林水産省関係告示の整理に関する告示　二七　96　三五

七〇〇　植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物及び同表の第二の二の項の農林水産大臣が指定する有害植物の一部を改正する件　二七　96　三六

七〇一―七〇八　保安林の指定をする件　三〇　三

七〇九―七一四　保安林の指定施業要件を変更する件　三〇　四

七一五　ベトナムから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるティエウ種のれいしの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部を改正する件　三〇　99　二五

三　農林水産省、経済産業省、国土交通省

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第二条第三項各号のエネルギー環境適合製品を定める件の一部を改正する件　一二　四